

【結果公表】

公共施設の使用料適正化に関する方針（案）に対するパブリックコメントの実施結果については、以下のとおりです。

案件名	公共施設の使用料適正化に関する方針（案）		
募集期間	平成28年1月5日（火）～平成28年2月5日（金）		
担当課	総務部 財政課		
募集結果の概要	公共施設の使用料適正化に関する方針（案）に対する意見を募集した結果、5人の方から6件の意見が提出されました。		
意見提出数	持参	3人	4件
	郵送	1人	1件
	ファクシミリ	1人	1件
	電子メール	0人	0件
	合計	5人	6件

提出された意見と市の考え方

No.	意見・提言の内容	市の考え方
1	<p>P1 「1 背景と目的」</p> <p>背景と目的として、「公共施設が、利用者に受益の対価として使用料を負担していただくものである以上、それが間接的であっても、利用しない方が負担をすることは適切ではありません。」と受益者負担の原則が必要だとして「全ての分野」に持ちこもうとしており、反対します。</p> <p>地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るため、住民のニーズや地域の特性等を考慮し、生活の向上や健康の増進などを目的としたさまざまな施設を設置・運営しています。</p> <p>老人福祉センター利用では、現在は入浴やカラオケ、囲碁、将棋、電気マッサージ機等は無料で喜ばれていますが、見直し対象として50%以上の受益者負担としています。使用料はいくらにするつもりですか。</p> <p>弥富市の財政内容からすれば、受益者負担を取らなくてもやっていけると思う。</p>	<p>公共施設の使用料につきましては、利用者に負担していただく額を市の条例で定めています。弥富市の条例において、使用料は、例えば、老人福祉センターについては、多目的ホールや研修室などの一室、あるいは多目的グラウンドといった施設を一定時間占用して利用する場合に納めていただく額を基本的に定めています。</p> <p>今回の見直しは、このような会議室等やグラウンドなどを利用する場合の使用料について、施設を利用する方と利用しない方の間で不公平が生じないようにするために、統一的な算定方法を定め、その算定方法に基づき使用料を算出することで、使用料の額を適正なものとするを目的として行うものです。</p> <p>したがって、従前から使用料の対象となっていない入浴やカラオケ、電気マッサージ機などの設備等の利用に対して、新たに使用料を徴収しようというものでありません。また、市の公共施設について、使用料を徴収すること（条例の規定）の是非を問うものでもありません。市民の皆さん</p>

No.	意見・提言の内容	市の考え方
		<p>に、各施設の使用料はなぜこの額なのかということを理解していただき、その上で、それぞれの施設を利用していただけるように、使用料の算定ルールを明確にして、これに基づいて算出した適正な額に設定とすることがこの方針（案）の趣旨ですので、ご理解ください。</p>
2	<p>P 2 「4 使用料の算定」 P 6 「6 激変緩和措置等」</p> <p>方針案で示された「公平性が求められる」という基本概念は理解できます。細かい算出方法（P 3）も提示されていますが、具体的な金額が想像できないのと、大幅に金額が改定（P 6）される場合、段階的に対応していくようですが、最終的にどのあたりまで、上がってしまうのが心配です。</p> <p>あまり金額が上がってしまうと、施設の使用を控えることとなり、本来の市民のための公共施設が、十分に利用されなくなってしまうという事態になりかねません。</p> <p>このようなことがないよう、適切な金額を設定し、対応していただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、使用料が大幅に上がれば、利用者が減ってしまうことが想定されます。このため、使用料の額が大幅に増減しないように「激変緩和措置」を設け、現行の使用料に対して、改定の上限を1.2倍、下限を0.8倍としています。この見直しは、5年ごとに行うこととしておりますので、次の改定の際には、また改定の上限を1.2倍、下限を0.8倍として大幅な増減が生じないようにしていく予定です。</p> <p>今回の方針（案）では、施設の運営費用（原価＝コスト）から、それぞれの施設の形態によって定める算定方法によって、使用料を算出することとしています。施設の運営に実際に要した費用から算出しますので、施設によって異なるとは思いますが、必ずしもすべてが現行の使用料より上がるとは限りません。現行よりも下がる可能性もあります。現在、施設の運営費用の積算をしているところですので、この作業が済み次第、この方針（案）の算定方法に基づき、各施設の使用料の改定案を算出してまいります。</p> <p>いずれにいたしましても、今回の見直しは、使用料を引き上げることが目的ではなく、施設を利用する方と利用しない方の間で不公平が生じないようにするために、統一的な算定ルールを定めて、これにより適正な使用料を算出するという趣旨で行うものですので、ご理解ください。</p>
3	<p>－</p> <p>私は、健康で長生きが出来るよう市の公共施設を利用してのスポーツやリクリエーション活動に参加しています。</p> <p>国や地方自治体もこれを奨励しています。しかし、公共施設の使用料の見直しで受益者負担が多くなれば利用することが出来なくなります。家に籠もることが多くなれば健康に悪影響が出ると思います。</p> <p>住民が楽しく安心して公共施設を利用出来るよう見直しによる使用料の引上げはやめて下さい。</p>	<p>今回の方針（案）では、施設の運営費用（原価＝コスト）から、それぞれの施設の形態によって定める算定方法によって、使用料を算出することとしています。施設の運営に実際に要した費用から算出しますので、施設によって異なるとは思いますが、必ずしもすべてが現行の使用料より上がるとは限りません。現行よりも下がる可能性もあります。現在、施設の運営費用の積算をしているところですので、この作業が済み次第、この方針（案）の算定方法に基づき、各施設の使用料の改定案を算出してまいります。</p> <p>いずれにいたしましても、今回の見直しは、使用料を引き上げることが目的ではなく、施設を利用する方と利用しない方の間で不公平が生じないようにするために、統一的な算定ルールを定めて、これにより適正な使用料を算出するという趣旨で行うものですので、ご理解ください。</p>

No.	意見・提言の内容	市の考え方
4	<p>P 1 「1 背景と目的」</p> <p>1 1 背景と目的…24 行目に、『利用する方々で相応の費用を負担する』という考え方（受益者負担の原則）に基づいて使用料を算出することが必要です。」と記載されています。公民館や福祉センターなど公共施設の使用料は「受益者負担が原則」というのは、どのような法律等によって規定されているのでしょうか？</p> <p>地方自治法第 225 条では「公の施設の利用につき、使用料を徴収することが出来る」とありますが、「できる」規定であって、「受益者負担が原則」とは、書かれていません。これは、憲法や社会教育法、公民館法の精神に反するのではないかと思います。</p> <p>公の施設は、市民の福祉、健康の増進、社会教育等で市民が利用するために設置されたものであり、その経費は公費で賄うのが原則ではないかと思います。</p> <p>財政面でそれが出来ないというのであれば使用料の負担割合を 50%～100%とせず、軽減すべきであると考えます。</p> <p>いま、市民のくらしはますます厳しくなっています。若者の 2 人に 1 人は低賃金で非正規雇用といわれ、高齢者は年金が減らされ、介護・国保等の保険料は上がる一方です。</p> <p>市民のくらしが疲弊している中で、公共施設等使用料の負担増は、市民のくらし・健康や楽しみをうばうことになりかねません。市民のくらしの現状を把握され、方針（案）の見直しを求めます。</p> <p>そして、社会保障費の削減、軍事費の増大、大企業・高額所得者への減税をやめて、国民が安心してくらしらせるよう、税金を地方へ還元するよう国に要請してください。</p> <p>2 「子宝地区にサッカー場が建設される」と言われていますが、市民には、建設費・利用人口・維持管理費等については、全く知らされていません。</p> <p>公共施設の使用料見直し・改定等が論議されている時期に、サッカー場建設先にありきではありませんか。</p>	<p>まず、前提といたしまして、今回の見直しは、使用料を引き上げることが目的ではありません。施設を利用する方と利用しない方の間で不公平が生じないようにするために、統一的な算定ルールを定めて、これにより適正な使用料を算出するという趣旨で行うものです。</p> <p>今回の方針（案）では、施設の運営費用（原価＝コスト）から、それぞれの施設の形態によって定める算定方法によって、使用料を算出することとしています。施設の運営に実際に要した費用から算出しますので、施設によって異なるとは思いますが、必ずしもすべてが現行の使用料より上がるとは限りません。現行よりも下がる可能性もあります。あくまで、使用料の「適正化」が目的ですので、まずはこのことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>公共施設の使用料につきましては、利用者に負担していただく額を市の条例で定めています。これは、その施設を使用する方が、使用することによって得る利益又はサービス（例えば、会議室であれば、その会議室を一定時間、占有で使用するという利益）の対価として使用料を支払っていただくものです。逆に言えば、「施設を使わない方は使用料を支払う必要がない」ということです。つまり、これが「受益者負担」ということになります。すなわち、市が条例で使用料を定めていること、そのことが、受益者負担を原則としているということです。</p> <p>この方針（案）は、市の公共施設について、使用料を徴収すること（条例の規定）の是非を問うものではなく、施設を使用する方と利用しない方の間で不公平が生じないように、使用料の「適正化」を図るためのものです。市民の皆さんに、各施設の使用料はなぜこ</p>
5	<p>P 1 「1 背景と目的」</p> <p>1 背景と目的によれば、「公共施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性からすれば、『利用する方々で相応の費用を負担する』という考え方（受益者負担の原則）に基づいて使用料を算定するのが必要です。」と記述されてい</p>	<p>この方針（案）は、市の公共施設について、使用料を徴収すること（条例の規定）の是非を問うものではなく、施設を使用する方と利用しない方の間で不公平が生じないように、使用料の「適正化」を図るためのものです。市民の皆さんに、各施設の使用料はなぜこ</p>

No.	意見・提言の内容	市の考え方
	<p>ます。</p> <p>① 公共施設利用者の「受益者負担の原則」とは、どういう法令によって規定されているのでしょうか？</p> <p>② 憲法・25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。26条、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>③ 教育基本法・3条（教育の機会均等）すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない…</p> <p>7条（社会教育）…国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。</p> <p>④ 社会教育法 3条（国及び地方公共団体の任務）4条（国の地方公共団体に対する援助）…などの諸規定があります。これらは、国及び地方公共団体の責任を明確にしています。にもかかわらず、図書館や公民館など公共施設の利用者に対して、「利用者（受益者）負担の原則」を独断的に規定するのでしょうか？「受益者負担の原則」の根拠を明確にするとともに、憲法・教育基本法・社会教育法・図書館法の諸規定を遵守すること、そして「受益者負担の原則」を導入することを撤回されるよう強く要望します。</p> <p>自公政権のもと、臨調行革路線により、公共施設の「受益者負担の原則」が地方自治体に押しつけられ、地方交付税はじめ国が負担すべき財源は、削りに削っています。今や地方自治体の財政も国民生活もいっそう苦しくなっています。地方から政治を変えましょう。</p>	<p>の額なのかということを理解していただき、その上で、それぞれの施設を利用していただけるように、使用料の算定ルールを明確にして、これに基づいて算出した適正な額に設定とすることがこの方針（案）の趣旨ですので、ご理解ください。</p>

意見募集時の公表資料

公共施設の使用料適正化に関する方針（案）

問合せ先

総務部財政課 財政グループ 電話 0567-65-1111 内線392